

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立四万十高等学校

1 平常授業・定期考査

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪・高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあっては1つ）、学校のある市町村に発令されている場合	自宅待機
午前10時30分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から実施

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	波浪・高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあっては1つ）、学校のある市町村に発令されている場合	中止

3 部活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時00分	波浪・高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあっては1つ）、学校のある市町村に発令されている場合	中止

4 JR予土線を利用して通学する生徒の対応

判断する時刻	運行等の状況	対応
始発の時点	運休（窪川発6時22分、宇和島発6時04分）	自宅待機
午前10時30分	運休	自宅待機
	運転再開	登校

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 ②判断する時刻において上記状況になっていなくても、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
 ③対応状況を「すぐーる」や「Classi」で連絡するので、確認を行うこと。
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。